

## 宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱

平成28年4月1日制定  
令和8年4月1日最終改正  
農政水産部農村振興局担い手農地対策課

### (趣旨)

第1条 県は、農業の経営基盤の強化と農業の成長産業化に向けた取組を促進するため、予算で定めるところにより、別表に定める補助対象者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

### (補助対象経費及び補助額等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額等は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

### (経費の流用の禁止)

第5条 別表の事業名の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

### (申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業主体が市町村の場合にあっては、当事業の実施に係る市町村の補助金の交付

に関する規程

- (2) 事業主体の規約又は定款（事業主体が市町村の場合を除く。）
- (3) 事業主体が補助事業（第3条の補助金の交付対象となる事業をいう。）により機械・施設（以下、「機械等」という。）を取得する場合にあっては、当該機械等のカタログ、見積書、当該機械等の管理に関する規程等
- (4) 市町村以外の者にあっては、第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (5) 法人にあっては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (6) 市町村以外の者にあっては、第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第7条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合において収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (2) この補助金に係る会計帳簿及びその証拠書類は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで、保存すること。
- (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表の重要な変更の欄に掲げる重要な変更以外の変更とする。

（事業計画の変更等の申請）

第10条 規則第10条第2項の規定により、事業計画の内容の変更について知事の指示を受けようとするときは、計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場

合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、仕入れに係る消費税相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、財産の種類に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、補助金の交付を受けて取得した機械及び器具で1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

（書類の提出部数）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

2 宮崎県地域農業推進事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日定め）は、廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、令和元年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。